

一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟
運 営 委 員 会 設 置 規 程

制 定 平成 10 年 7 月 10 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、規約第 25 条に基づく理事長の諮問機関として設置する運営委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第 2 条 委員会は、次の事項について、理事長が必要と認めた場合に設置し、意見を求めるものとする。

- 1 制度（事業）の改廃に関する事項
- 2 会費の見直しに関する事項
- 3 正会員積立金の見直しに関する事項
- 4 現職会員医療保険事業に係る保険料及び会員一部負担額の見直しに関する事項
- 5 退職会員医療保険事業に係る保険料及び会員一部負担額の見直しに関する事項
- 6 役員退任共済事業に係る掛金及び支給共済金の見直しに関する事項
- 7 その他必要と認めた事項

(委員構成)

第 3 条 委員会の構成員は 8 名とし、別表「運営委員推薦基準」により選出する。

- ② 委員は、理事長が委嘱し理事会に報告しなければならない。
- ③ 委員の任期は、諮問案件に応じ理事長がその都度定めるものとする。
- ④ 委員に欠員が生じたときは、直ちに後任者を選出するものとする。

(委員会の運営)

第 4 条 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名を置き、委員の互選により選出する。

- ② 委員長は会務を統括し、副委員長は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

- ③ 委員会は、必要に応じて理事長又は委員長が招集し、委員長が議長となる。
- ④ 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開いて意見の取りまとめをすることができない。
- ⑤ 前項の意見の取まとめは、出席者の過半数でこれを決め、可否同数のときは議長の決するところによる。
- ⑥ 委員会は、必要に応じて関係者又は学識経験者を出席させて、意見を聴くことができる。
- ⑦ 委員長は、この委員会の状況を記録しておかなければならない。

(その他)

第5条 この規程に定めのないものについては、理事長がその都度定めるものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成10年7月10日から施行する。

附 則 (平成29年3月17日全面改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

「別表」

運営委員推薦基準

	推 薦 者	区域の範囲	推薦する委員資格	推薦する委員の人数
1	J A岩手県協議会長	北部・盛岡・花巻・ 胆江気仙・一関及び J A岩手県五連	J A・J A関連団体の 常勤理事及びJ A 岩手県五連の正会員	(役員代表) 3名
2	「役員候補者選出基準並びに推薦会議委員に係る要領」に定めるブロック内の岩手県役職連、地区(区域)分会長協議会長等を代表する者	北部・盛岡・花巻・ 胆江気仙・一関及び J A岩手県五連	1号以外の区域のJ A・J A関連団体及び J A岩手県五連の 正会員	(職員代表) 3名
3	J Aグループを除く、運営協議会を代表する者	漁協・森林組合・農業 共済組合・土地改良 区の各団体及び関連 団体、農業会議	J Aグループを除く、 運営協議会関連団体の 正会員	2名 (役員代表1名) (職員代表1名)

注：J A岩手県五連とは、J A岩手県中央会・J A岩手県信連・J A全農いわて・J A共済連岩手・J A岩手県厚生連の総称であり、その関連団体も含む。